

# 電気通信事業者側からの要望

2008年5月16日

財団法人インターネット協会

迷惑メール対策委員会

委員長 木村 孝

## 内容

### 迷惑メール対策には関係者の連携が必要

#### 電気通信事業者側として

- オプトイン規制を導入するにあたっての要望事項
- 実効性強化のための要望事項(特に改正法案11条 - 役務提供拒否などについて)

# インターネット協会 迷惑メール対策委員会について

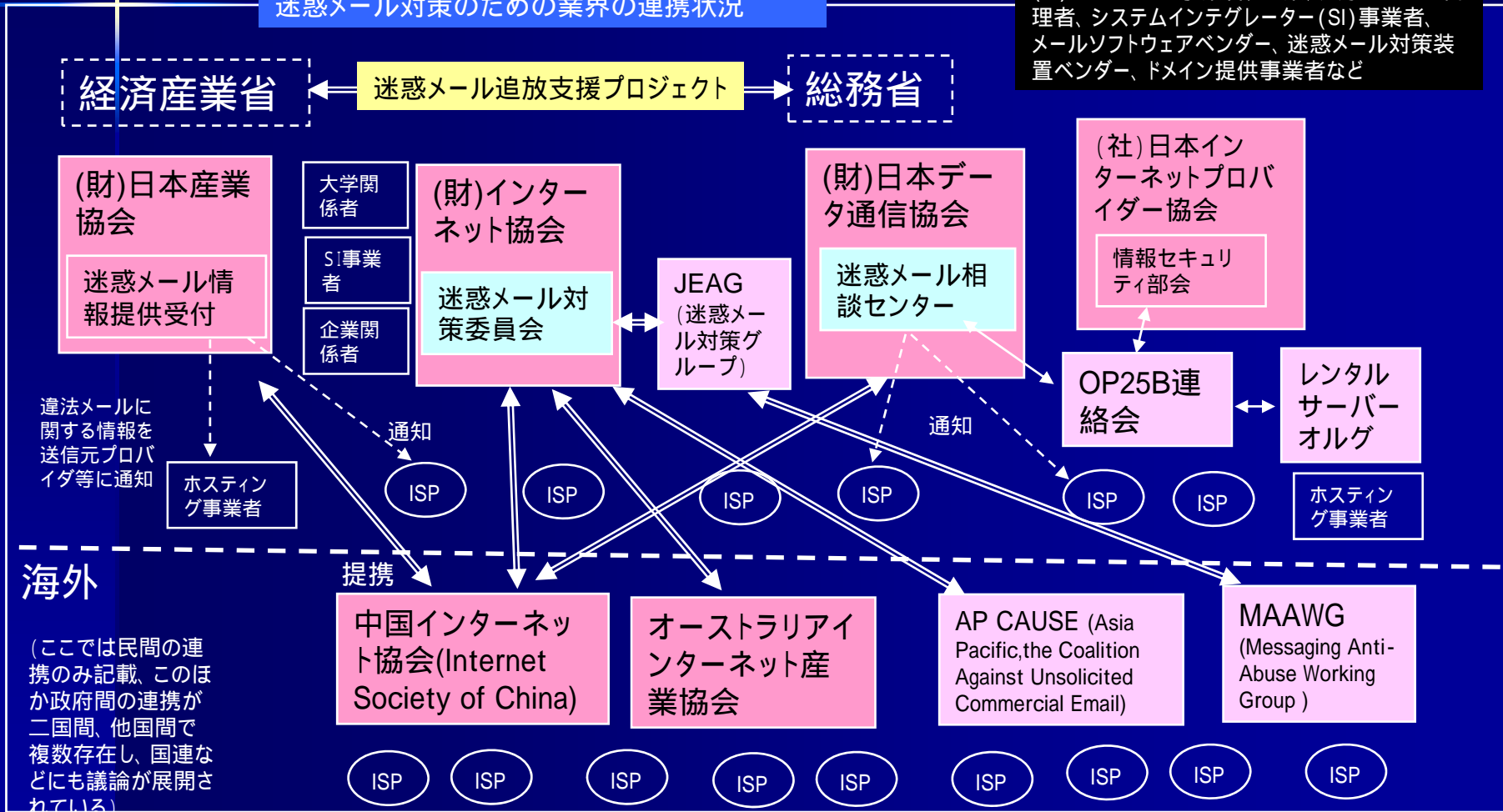
- インターネット協会は2001年に設立された財団法人。賛助会員は119社
- 迷惑メール対策委員会は2004年に設立
- メンバーはISPの他、大学、企業関係者、それらにサービスを提供するSIerなど。
- 2005年以降、毎年迷惑メールカンファレンスを主催
- 迷惑メール対策ポータルサイトを提供
- オーストラリアや中国のインターネット協会とも交流、提携、国際的な迷惑メール対策の活動にも参加

# 迷惑メール対策には関係者の連携が必要

ISP単独での対処には限界。インターネット業界全体、さらに業界を超えてメール利用に関わる関係者(\*)間の連携が国際的にも必要。

迷惑メール対策のための業界の連携状況

(\*)ホスティング事業者、企業、大学のメール管理者、システムインテグレーター(SI)事業者、メールソフトウェアベンダー、迷惑メール対策装置ベンダー、ドメイン提供事業者など



海外  
(ここでは民間の連携のみ記載、このほか政府間の連携が二国間、他国間で複数存在し、国連などにも議論が展開されている)

## 迷惑メール対策には利用者の協力も不可欠

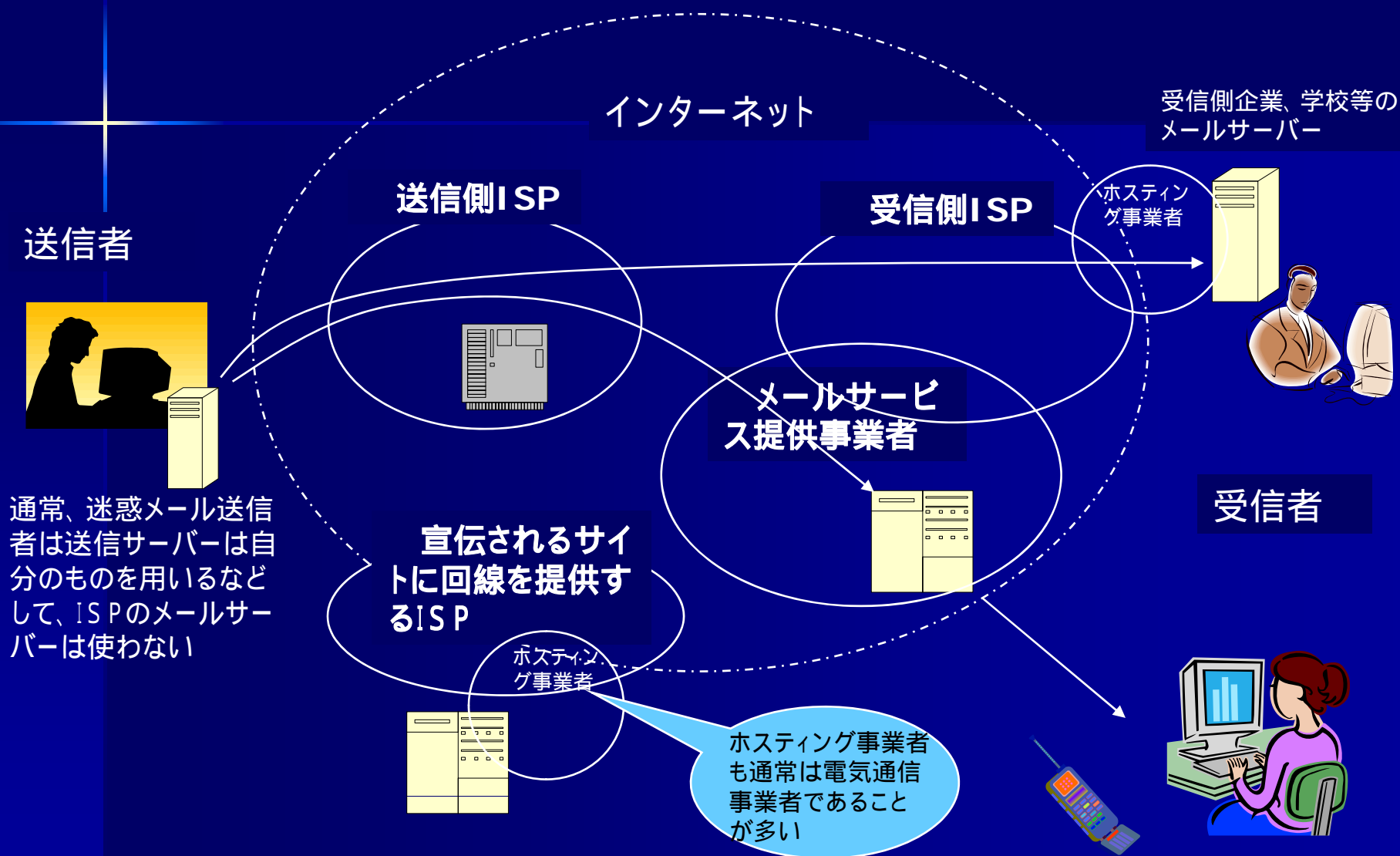
- 利用者の迷惑メール対策
- 利用者の使い方次第では問題をこじらせることも。(特定のメールをフィルタリングとして利用するための転送など)
- セキュリティの甘い利用者のパソコンがボットネットとして迷惑メール送信や宣伝サイトの踏み台として使われることも
- メール利用者(送信者、受信者)としての法人や事業者の協力も重要

# 電気通信事業者側としてオプトイン規制を導入するにあたっての要望事項

## (1) 電気通信事業者の立場

- メールに係る電気通信事業者は2種類ある。
  1. インターネット接続サービス事業者 (ISP)
  2. メールサービス提供事業者 (フリーメールサービス提供事業者を含む)
  
- それぞれの場合について、2つの立場がある。
  - a. 他人の通信やメールを媒介する場合
  - b. 自ら顧客にメールを送信する場合

# メールが届くまでの関係者(電気通信事業者のみ)



## 電気通信事業者側としてオプトイン規制を導入するにあたっての要望事項

### a.他人のメールを媒介する立場として

- ISPやメールサービス提供者(以下ISP等)として他人のメールを媒介するにあたっては、オプトインの有無を始め、送信者と受信者の関係についても関与する立場にない。
- したがって、オプトインの有無等に関わる利用者からの苦情については、送信者に向けられるべきであり、ISP等は対処しない。
- しかしISP等のサポートセンターには、迷惑メールに関する苦情などが多く寄せられるのが現状。
- その場合は従来どおり、迷惑メールフィルタリングサービスの利用など、一般的な迷惑メールへの対処法をアドバイスするほか、(財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター(以下、迷惑メール相談センター)の紹介を行なう。



# 電気通信事業者側としてオプトイン規制を導入するにあたっての要望事項

## b.顧客にメールを送る立場として

- ISP等は、顧客である会員に対し様々な連絡や販促などの目的でメールを送信している。
- 広告宣伝メールを受信することを条件として提供されるフリーのメール、メーリングリスト、メールマガジンなどのサービスもある。
- これらについては通常、ISP等の約款や利用規約に明記されている。会員以外の購読者についても申し込み時点でその旨は表示される。
- これらの受信者については、改正案3条1項1号ないし3号の対象であると考えられる。(送信することに同意した、ないしは取引関係にある。)
- オプトインの記録の保存義務(3条2項)については、保存の形式については様々なものが考えられる。(たとえば電子ログ) 保存形式には色々な方法を認めた上で、オプトインの立証責任は送信者側にあることから、それぞれがリスクを考慮した上で各社が適切と思う形式で記録の保存を行なうのがよいのではないか。
- オプトインとして認められる範囲については、別途ガイドラインで事例を挙げて紹介されるのが望ましい。また、利用者の誤解が生じないよう、ガイドラインについては公開されるのが適切と考える。

# 電気通信事業者側としてオプトイン規制を導入するにあたっての要望事項 ガイドラインの内容として望むこと

- 「取引関係」の定義
- BtoCの取引は含まれるか？
- 契約関係に限定するか？
- まだ契約関係にない消費者からの照会に対する商品やサービスについての回答を行なうのは「取引関係」とされるのか？
- 名刺を受け取った場合に、そこに記載されたメールアドレスへの送信は？
- ホームページに記載されているメールアドレスに対する送信は？

## オプトイン規制への対応についての考え方とISPが協力できること

- 今回の特定電子メール法改正案のオプトイン規制は、個別のメールについてオプトインの有無などについて確認し、送信者及び送信委託者(以下、送信者等)に対し処分するためのものというより、迷惑メール相談センターなどに多数苦情が寄せられる送信者等について、7条の措置命令を発するのが主要な効果と考える。
- 今回の改正案によりISP等は、当該送信者等について措置命令などのために総務大臣が特定するための情報を提供することが可能になる。(29条)
- ドメイン名の持ち主についての情報提供に実効性を持たせるためには、ドメイン事業者が顧客であるドメイン名の持ち主について正確な情報を持つことが必要。
- 差出人のメールアドレスについては詐称されることが多いことから、直罰の5条違反(送信者情報を偽った送信の禁止)に対する捜査令状による送信者の特定によるほかはない。(従来同様)

## 役務提供拒否事由の拡大について(11条)

- 今回の改正案では、11条の電気通信役務の提供の拒否について、「送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるとき」が追加された。
- これにより、送信ドメイン認証などの技術を用いて、送信者情報の詐称が確認された場合、一定の条件の下ではあるが当該メールを破棄することが可能になり、メールサービスを運営する者にとって設備投資やトラブル防止の観点から有益であるのみならず、一般のメール利用者にとっても迷惑メールの減少につながるのであれば社会的効果は大きい。
- そのためにも、ISPのみならず一般企業も含め、メールを送信する全てのサーバーに送信ドメイン認証の普及を推進することは重要。(各業界毎や業界横断のガイドラインなど)